

# 令和8年度パパ・ママ応援ショップ協賛店舗開拓業務委託

## 企画提案募集要領

### 1 委託業務名

令和8年度パパ・ママ応援ショップ協賛店舗開拓業務委託

### 2 委託予定額

6,600,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

### 3 委託業務の内容

子育て家庭の利便性を向上させるとともに、企業を含めた地域社会全体で子育てを応援し、子育て家庭が「こどもを持って良かった」「地域社会に支えられている」と実感できる社会づくりを進めていくため、「パパ・ママ応援ショップ」について新たな協賛店舗の開拓を実施する。

### 4 参加資格

次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により埼玉県における一般競争入札の参加を制限されていない者であること。
- (2) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付入審第513-1号）に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- (3) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年3月31日付入審第97-1号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 法人税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納していない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

### 5 企画提案競技に関する事項

#### (1) スケジュール

募集要領掲載	令和8年5月21日（木）
質問受付	令和8年5月21日（木）～令和8年5月28日（木）
質問への回答	令和8年6月2日（火）
企画提案書受付	令和8年5月21日（木）～令和8年6月5日（金）
1次審査（書面）	令和8年6月8日（月）～令和8年6月9日（火）
1次審査結果通知	令和8年6月11日（木）
2次審査（プレゼンテーション）	令和8年6月16日（火）
2次審査結果通知	令和8年6月19日（金）

#### (2) 企画提案書等の提出

企画提案に当たっては、以下の書類を提出すること。

- ア 企画提案競技参加申込書（様式1）
- イ 企画提案書（A4横で作成、様式は任意、20ページ以内）  
別紙「パパ・ママ応援ショップ協賛店舗開拓業務委託仕様書」の内容を踏まえ、以下の内容を記載すること。
- （ア）事業計画全般
- ・企画提案書全体の目次
  - ・本事業における全体の概要・コンセプト等
  - ・本事業を実施する際の組織体制
- ※再委託を予定している場合は、再委託の範囲と再委託先を記載すること
- （イ）新規協賛店舗開拓について
- ・新規協賛店舗開拓目標数（300店舗以上（全て県内に所在する店舗）で設定すること）
- ※企画提案書に記載した新規協賛店舗開拓目標数は、契約の際、仕様書に明記する。実績が記載の新規協賛店舗開拓目標数に満たない場合、委託料の減額を行うため、慎重に検討すること。
- ・「パパ・ママ応援ショップ調査報告書（令和5年度実施）」及び「パパ・ママ応援ショップ利用者アンケート結果（令和6年度実施）」を踏まえた県民ニーズの分析
  - ・県民ニーズの分析を踏まえた、新規協賛店舗開拓の主な業種、エリア
  - ・新規開拓の手法
  - ・アピールポイント
- （ウ）過去（令和5年4月1日以降）に実施した業務の内容・実績（官民間問わず、本事業を受託するに当たっての強みが分かる業務を記載すること）
- （エ）その他必要な事項
- ウ 委託料見積書
- ・宛名は「埼玉県知事 大野元裕」とする
  - ・「2委託予定額」に掲げる上限金額の範囲内で作成し、項目・単価等の内訳を明らかにすること
- エ 会社概要等
- ・パンフレット等、法人の事業概要が分かるもの
- オ 参加資格を満たしている旨の誓約書（様式2）

## 6 企画提案書等の提出方法等

### （1）提出方法

電子メール

※電子メール送信後、提出した旨を下記電話番号に連絡すること。

### （2）提出先

埼玉県福祉部こども政策課こどもまんなか担当

電話 048-830-3343

メール [a3320-40@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3320-40@pref.saitama.lg.jp)

### （3）提出期限

令和8年6月5日（金）午後5時必着

### （4）その他

- ア 企画提案書等の提出については、1企画提案競技参加者につき1提案に限る。
- イ 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。ただし、県の指示による場合はこの限りではない。
- ウ 企画提案書等の作成に係る経費は提案者の負担とする。

- エ 提出された企画提案書等は返却しない。
- オ 本委託業務に係る説明会は開催しない。
- カ 本企画提案は事業者の選定を目的としており、契約に当たって、県は企画提案書等の内容に拘束されない。

## 7 質問事項の受付

募集要領の内容に関する質問は次のとおり受け付ける。

- (1) 受付期間  
令和8年5月28日(木) 午後5時必着
- (2) 質問方法  
「企画提案募集要領の内容に関する質問書」(様式3)に記入の上、電子メールで提出すること。  
※電子メール送信後、提出した旨を下記電話番号に連絡すること。
  - ・提出先アドレス：[a3320-40@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3320-40@pref.saitama.lg.jp)
  - ・電話番号：048-830-3343
- (3) 回答方法  
質問を行った事業者名を伏せた上で、令和8年6月2日(火)までに、本募集要領を掲載したホームページに回答を掲載する。  
なお、電話による質問には、軽易なものを除き応じない。
- (4) その他
  - ア 質問内容には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。
  - イ 企画提案競技参加者は、質問の提出の有無にかかわらず、ホームページに掲載する質問に対する回答の全ての内容を確認した上で、企画提案競技に参加すること。なお、質問に対する回答の全ての内容は、全ての企画提案競技参加者に適用する。
  - ウ 企画提案競技参加者から質問がない場合でも「質問に対する回答」を利用して県から企画提案競技参加者へお知らせを掲示することがある。

## 8 審査について

契約先候補者の選定のため、以下のとおり、1次審査(書面)及び2次審査(プレゼンテーション)を実施する。ただし、企画提案競技参加者が3者以下の場合、1次審査は実施せず、全ての者に対して2次審査を実施する。

- (1) 1次審査(書面)
  - ア 実施方法  
書面 ※企画提案競技参加者の出席は不要
  - イ 結果通知  
令和8年6月11日(木)
- (2) 2次審査(プレゼンテーション)
  - ア 実施日時  
令和8年6月16日(火) 9時30分～11時00分の内、県が指定する時間で実施する。
  - イ 実施方法  
オンライン(Teams)
  - ウ 目安所要時間  
プレゼンテーション 10分以内  
質疑応答 5分程度
  - エ その他

- (ア) 実施時間、Teams ミーティングアドレス等については、1次審査を通過した企画提案競技参加者に、令和8年6月11日（木）に通知する。
- (イ) プレゼンテーションは既提出の資料により行い、追加の資料提出は認めない。
- (ウ) 出席者は1者につき3名以内とする。
- (エ) 企画提案競技参加者は、他の参加者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

## 9 主な評価項目

- (1) 提案者
  - ・提案内容が着実に遂行できる実施体制であるか。
  - ・事業を実施できる実績やノウハウがあるか。
- (2) 提案内容全般
  - ・事業の実施目的に合致した提案内容となっているか。
  - ・提案者の強みを生かした内容であるか。
  - ・経費の見積内容の項目や算出根拠は妥当か。
- (3) 協賛店舗開拓
  - ・より多くの店舗を開拓する内容となっているか。
  - ・開拓店舗の業種やエリアは県民ニーズに沿ったものとなっているか。
  - ・開拓手法・手段（ターゲット、接触手段、提案トーク等）が効果的であるか。

## 10 契約先候補者の決定方法

- (1) 県は企画提案競技審査委員会を設置し、提出された企画提案書及びその他提出書類について、企画提案競技参加者からのプレゼンテーション等により審査を行う。企画能力や業務実施能力などを総合的に審査し、最も評価が高かった企画提案競技参加者を契約先候補者に決定する。
- (2) 企画提案競技に参加する者が1者の場合には、企画能力や業務実施能力などを総合的に審査し、本業務の受託者として適当であると認めた場合に、契約先候補者に決定する。
- (3) 審査結果通知日：令和8年6月19日（金）

## 11 契約の相手方の決定方法

- (1) 県は、契約先候補者と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は契約先候補者から改めて見積書を徴取し、見積書の内容を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。
- (2) 契約先候補者と協議が整わない場合や、契約締結までの間に契約先候補者に事故のある場合等契約先候補者としての資格要件を失ったときは、契約先候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、企画提案競技審査委員会において評価が2番目に高かった者を新たに契約先候補者とする。
- (3) 当該企画提案競技において、不正が行われた事実が明らかになったときは、企画提案競技の決定を取り消す。

## 12 審査結果の公表

- (1) 本企画提案競技の審査結果として、原則として次の事項を公表する。
  - ア 実施部局名、課所名、契約件名及び選定方法
  - イ 参加申請した全事業者名（ただし、契約先候補者以外は仮称とする）
  - ウ 審査基準に係る審査項目
  - エ 全事業者の得点又は契約先候補者の選定順位に係る評価数値
  - オ その他、県が必要と認める事項
- (2) ただし、県が、埼玉県情報公開条例の規定等を参考に、かつ、契約の目的又は性質から不開示情報に該当すると判断する場合には、当該部分は除いて公表する。

### 13 その他留意事項

- (1) 提出書類は、本業務の受託候補者の選定以外の目的に使用しない。ただし、12（1）及び埼玉県情報公開条例に基づき公開する場合はこの限りでない。
- (2) 業務委託契約の締結に当たっては、事業実績等により、契約保証金の納付が必要となる場合がある。
- (3) 受託者が同意した場合は、立会人型電子契約により、契約を締結する。  
(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1201/denshikeiyaku-howto.html>)
- (4) パパ・ママ応援ショップ調査報告書（令和5年度実施）については、以下のページを参照すること。  
(<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/270663/07tyousahoukokusyo.pdf>)
- (5) パパ・ママ応援ショップ利用者アンケート結果（令和6年度実施）については、以下のページを参照すること。  
(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0607/ouen/questionnaire-result.html>)

### 14 担当者連絡先

6（2）と同様